

2025年9月1日

会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に定める書面  
(吸収合併に関する事後開示書面)

鈴 茂 器 工 株 式 会 社  
代表取締役 社長執行役員 谷口 徹

鈴茂器工株式会社(以下「鈴茂器工」といいます。)と株式会社日本システムプロジェクト(以下「日本システムプロジェクト」といいます。)は、2025年2月19日付で締結した吸収合併契約に基づき、2025年9月1日を効力発生日として、鈴茂器工を吸収合併存続会社、日本システムプロジェクトを吸収合併消滅会社とする吸収合併(以下「本合併」といいます。)を行いましたので、会社法第801条第1項及び同法施行規則第200条に基づき以下のとおり開示いたします。

1. 吸収合併が効力を生じた日

2025年9月1日

2. 吸収合併消滅会社における会社法第784条の2、第785条、第787条及び第789条の規定による手続の経過

(1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続

会社法第784条の2の規定に従って、本合併をやめることの請求を行った日本システムプロジェクトの株主はいませんでした。

(2) 反対株主の株式買取請求

日本システムプロジェクトの株主は鈴茂器工のみであり、鈴茂器工は日本システムプロジェクトの特別支配株主に該当することから、会社法第785条第3項の規定による手続は行っておりません。

(3) 新株予約権買取請求

日本システムプロジェクトは、新株予約権を発行しておりませんので、該当事項はありません。

(4) 債権者の異議

日本システムプロジェクトは、会社法第789条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年7月24日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、鈴茂器工の商号

及び住所、鈴茂器工及び日本システムプロジェクトの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

3. 吸収合併存続会社における会社法第796条の2、第797条及び第799条の規定による  
手続の経過

(1) 会社法第796条の2の規定による請求に係る手続

本合併は、会社法第796条第2項に規定する場合（簡易吸収合併）に該当するため、該当事項はありません。

(2) 反対株主の株式買取請求

本合併は、会社法第796条第2項に規定する簡易合併の要件を満たすことから、鈴茂器工に対して株式の買取請求を行うことのできる株主はいませんでした。

(3) 債権者の異議

鈴茂器工は、会社法第799条第2項及び第3項の規定に基づき、2025年7月24日付の官報及び電子公告にて、吸収合併をする旨、日本システムプロジェクトの商号及び住所、鈴茂器工及び日本システムプロジェクトの計算書類に関する事項、並びに債権者が一定の期間内に異議を述べることを旨を、公告いたしました。所定の期間内に、同条第1項の規定による異議を述べた債権者はいませんでした。

4. 吸収合併により吸収合併存続会社が吸収合併消滅会社から承継した重要な権利義務に  
関する事項

鈴茂器工は、本合併の効力発生日である2025年9月1日をもって、日本システムプロジェクトの資産・負債及びその他権利義務の一切を承継いたしました。

5. 会社法第782条第1項の規定により吸収合併消滅株式会社が備え置いた書面  
別紙のとおりです。

6. 会社法第921条の変更の登記をした日

2025年9月1日以降速やかに申請する予定です。

7. 前各号に掲げる事項のほか、吸収合併に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上

2025年7月24日

会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める書面  
(吸収合併に関する事前備置書面)

株式会社日本システムプロジェクト  
代表取締役社長 中村 健司

当社は、2025年2月19日付で鈴茂器工株式会社（以下「鈴茂器工」といいます。）との間で締結した吸収合併契約に基づき、2025年9月1日を効力発生日として、鈴茂器工を吸収合併存続会社、当社を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本件吸収合併」といいます。）を行うこととしました。本件吸収合併に関し、会社法第782条第1項及び会社法施行規則第182条に定める事項は下記のとおりです。

記

1. 吸収合併契約の内容（会社法第782条第1項）

2025年2月19日付で当社と鈴茂器工が締結した吸収合併契約の内容は、別紙1のとおりです。

2. 合併対価の相当性に関する事項（会社法施行規則第182条第1項第1号及び第3項）

本件吸収合併に際して株式その他の金銭等の交付は行われません。当社は、鈴茂器工の完全子会社であり、鈴茂器工がその発行済株式の全てを保有していることから、かかる取扱いは相当と考えております。

なお、鈴茂器工及び当社は、会社計算規則第2条第3項第36号に規定する共通支配下関係にありますが、当社の株主は鈴茂器工のみであり、当社に少数株主は存在しないため、当社の少数株主の利益を害さないように留意した事項はありません。

3. 合併対価について参考となるべき事項（会社法施行規則第182条第1項第2号及び第4項）

該当事項はありません。

4. 吸収合併に係る新株予約権の定め相当性に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 3 号及び第 5 項第 1 号）

該当事項はありません。

5. 計算書類等に関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 4 号及び第 6 項）

(1) 吸収合併存続会社についての次に掲げる事項（同条第 6 項第 1 号）

i 吸収合併存続会社の最終事業年度に係る計算書類等の内容（同号イ）

最終事業年度に係る計算書類等については、「金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）」によりご覧いただけます。

ii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容（同号ロ）

該当事項はありません。

iii 吸収合併存続会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（同号ハ）

該当事項はありません。

(2) 吸収合併消滅会社についての次に掲げる事項（会社法施行規則第 182 条第 6 項第 2 号）

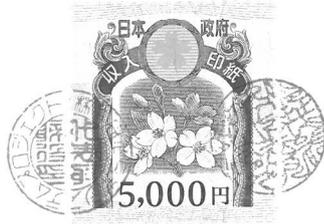
i 吸収合併消滅会社の最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象（同号イ）

当社は 2025 年 2 月期での債務超過を解消するため、本件吸収合併に先立ち、2025 年 8 月 31 日を実施日として、鈴茂器工からの借入債務の債務免除を受ける予定です。

6. 吸収合併が効力を生ずる日以後における吸収合併存続会社の債務の履行の見込みに関する事項（会社法施行規則第 182 条第 1 項第 5 号）

本件吸収合併の効力発生日以後における鈴茂器工の財政状態は、資産が負債を大きく上回ることが見込まれ、また、本件吸収合併の効力発生日以後における鈴茂器工の収益状況及びキャッシュフローの状況について、鈴茂器工の債務の履行に支障をきたす事項は予想されません。以上のことから、本件吸収合併の効力発生日以後における、鈴茂器工の債務について、履行の見込みがあるものと判断しております。

以上



## 吸収合併契約書

鈴茂器工株式会社（以下「甲」という。）及び株式会社日本システムプロジェクト（以下「乙」という。）は、2025年2月19日（以下「本契約締結日」という。）、以下のとおり吸収合併契約書（以下「本契約」という。）を締結する。

### 第1条（吸収合併の方法）

甲及び乙は、本契約の定めるところに従い、甲を吸収合併存続会社、乙を吸収合併消滅会社とする吸収合併（以下「本合併」という。）を行う。

### 第2条（商号及び住所）

甲及び乙の商号及び住所は、以下のとおりである。

(1) 甲：吸収合併存続会社

（商号）鈴茂器工株式会社

（住所）東京都中野区中野四丁目10番1号中野セントラルパークイースト

(2) 乙：吸収合併消滅会社

（商号）株式会社日本システムプロジェクト

（住所）東京都中野区中野四丁目10番1号中野セントラルパークイースト

### 第3条（本合併に際して交付する金銭等及びその割当てに関する事項）

乙の株式の全てを甲が保有しているため、甲は、本合併に際して、乙の株主に対し、その保有する乙の株式に代わる金銭等の交付を行わない。

### 第4条（甲の資本金及び準備金に関する事項）

本合併により、甲の資本金及び準備金は増加しない。

### 第5条（効力発生日）

本合併がその効力を生ずる日（以下「効力発生日」という。）は、2025年9月1日とする。但し、本合併の手の続の進行上の必要性その他の事由により必要があると認めるときは、甲及び乙が協議し合意の上、効力発生日を変更することができる。

### 第6条（株主総会決議）

1. 甲は、会社法第796条第2項本文の規定により、本契約に関する同法第795条第1項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。但し、同法第796条第3項の規定により、本合併に関して甲の株主総会による本契約の承認を得ることが

必要となった場合には、甲は、効力発生日の前日までに、本契約の承認及び本合併に必要な事項に関する甲の株主総会決議を求める。

2. 乙は、会社法第 784 条第 1 項本文の規定により、本契約に関する同法第 783 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を得ることなく本合併を行う。

#### 第 7 条（本合併の条件の変更及び本契約の解除）

本契約締結日から効力発生日までの間に、甲若しくは乙の財産若しくは経営状態に重大な変更が生じた場合、本合併の実行に重大な支障となる事態が生じ若しくは明らかとなった場合、又はその他本合併の目的の達成が困難となった場合は、甲及び乙は、協議し合意の上、本合併の条件その他本契約の内容を変更し、又は本契約を解除することができる。

#### 第 8 条（本合併の効力）

本契約は、効力発生日の前日までに、第 6 条に定める甲の株主総会の決議による承認を得られなかったとき、又は前条に基づき本契約が解除されたときは、その効力を失うものとする。

#### 第 9 条（準拠法及び管轄裁判所）

1. 本契約は、日本法を準拠法とし、日本法に従って解釈される。
2. 本契約に関し紛争が生じたときは、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

#### 第 10 条（協議事項）

本契約に定める事項のほか、本合併に必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲及び乙が協議し合意の上、これを定める。

(以下余白)

本契約締結の証として本書1通を作成し、甲及び乙がそれぞれ記名押印の上、甲がその原本を保有し、乙はその写しを保有する。

2025年2月19日

甲： 東京都中野区中野四丁目10番1号

鈴茂器工株式会社

代表取締役社長 鈴木 美奈子



乙： 東京都中野区中野四丁目10番1号

株式会社日本システムプロジェクト

代表取締役社長 中村 健司

